

2 答申第 1 号
令和 2 年 5 月 1 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武 藤 知 之

答 申 書

令和 2 年 3 月 2 日付け 1 人第 1 0 4 2 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

人事給与出退勤システムのクラウド化に伴い、委託事業者へオンライン結合等により職員の個人情報を提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について

【総務部人事厚生課】

2 審議会の意見

人事給与出退勤システムのクラウド化に伴い、委託事業者へオンライン結合等により職員の個人情報を提供することについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。